

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
分担研究報告書

新型コロナウイルス感染症に対する院内および
施設内感染対策の確立に向けた研究

研究分担者 八木 哲也 国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学大学院医学系研究科
臨床感染統御学分野 教授

研究要旨

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策に関連する 2021 年 2 月の感染症法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）等の改正を踏まえ、特にこの 2 つの法律の改正点についてまとめた。今回の改正により我が国の COVID-19 の社会的な対策については法的な強化がなされた。一方で、オミクロン株の流行により、求められる社会的対応はまた変化している。流行の様々な様相に対応可能なように、感染症対策関連の法的基盤の整備を今後も継続的に進めていく必要があると考えられた。また、研究班の研究分担者や協力者と協働して、医療機関における COVID-19 対策に資する資料の作成を行った。

A. 研究目的

2019 年 12 月に中国湖北省武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の蔓延も、3 年目に突入した。これまでの我が国での対策を踏まえ、2021 年 2 月 3 日に COVID-19 対策を定める感染症法や新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法）等を一括して改正する法律が国会で可決、成立し即日公布され、2 月 13 日に施行された。

これまでの COVID-19 の拡がりを鑑み、その感染対策について、法的基盤、疾患概念や検査、クラスター対策などの総論から、医療機関の救急部門や、診療所レベルでも活用でき、高齢者施設、障害者施設や児童福祉施設などの特殊環境や、災害時医療などでも参考となるような感染対策の参考資料を幅広く作成し、また新たなエビデンスに基づき改定を行い、普及させることを目的とする。

B. 研究方法

我が国の COVID-19 対策を支える法的な基盤について特措法、感染症法の 2021 年 2 月の改正も踏まえ簡潔にまとめた。また、他の研究分担者や協力者の作成する資料に目を通し、ディスカッションに参加してコメントすることにより、内容のブラッシュアップに貢献した。

東北感染症危機管理ネットワークのホームページ

(<http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/>)に資料を掲載し、その普及に努めた。

（倫理面への配慮）

特記すべきことなし。

C. 研究結果

COVID-19 対策に関連する 2021 年 2 月の法改正においては、特措法及び感染症法を含む 11 の法律が改正された。ここでは、特措法と感染症法に焦点を当てて解説する。特措法と感染症法の相違点は、前者は社会的な感染症のまん延防止を予防的に行う行政手段を定めるものであり、後者は具体的に感染症の患者が発生した場合の対応と医療について定めるものである。

まず COVID-19 はこれまで特措法の法律附則により規定されていたが、今回の改正において、法律本文で新型インフルエンザ等に含まれることと規定された。具体的な規定の改正としては、第一に緊急事態宣言の前にまん延防止等重点措置を導入可能となった（改正特措法第 31 の 4）。前者が全国規模の感染拡大がある時に発出するものである一方、後者は特定の地域でまん延し、国民生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合に発出するものである。したがって、都道府県単位で自粛要請がしやすくなった。自粛要請として定められている内容は、特定の業態の事業者に対する営業時短や従業員への検査勧奨、手指の消毒設備設置などの感染予防対策等の要請、となっている（改正特措法第 31 条の 6 第 1 項、改正特措法施行令第 5 条の 5）。住民に対しては、要請対象となった業態の店舗等

にみだりに立ち入らないこと等が要請される（同条第 2 項）。正当な理由がないのに営業時短等要請に従わない事業者には要請されている措置をとるよう命ずることができ、命令違反に対しては 20 万円以下の過料が課される（改正特措法第 80 条）ことになった。緊急事態宣言に基づく協力要請については、正当な理由がないのに従わない事業者に対する当該措置を講ずべき「命令」を出すことができ（改正特措法第 45 条第 3 項）、措置を講ずべきとの命令への違反に対しては 30 万円以下の過料を課することができる（改正特措法第 79 条）ことになった。一方で、こうした対策措置により経営に影響の及んだ事業者に対しては、行政は財政支援を効果的に行う事と定められた（改正特措法第 63 条の 2）。加えて、国及び地方公共団体においては COVID-19 を含め新型インフルエンザ等に関せ得る差別的な取り扱いについての情報収集を行い、差別が行われないように啓発活動することが求められている。

次に感染症法の改定においては、新型コロナウイルス感染症および再興型コロナウイルス感染症が、新型インフルエンザ等感染症の一類型として追加されたことにより（改正感染症法第 6 条第 7 項第 3 号、第 4 号）、COVID-19 は感染症法の法律本文に定められ、適用されることとなった。具体的な規定の改正としては、まず積極的疫学調査の実効性を上げるべく、患者が調査協力に応じるべく命令が可能となり（改正感染症法第 15 条第 8 項）、協力命令を受けた患者が正当な理由なく答弁を拒否したり、虚偽の答弁をしたり、調査を拒否・妨害・忌避した場合には、30 万円以下の過料を課することが可能となった（改正感染症法第 81 条）。次に入院等の措置について改正がなされており、重症化の恐れがある患者には入院勧告及び入院措置が可能である（改正感染症法第 26 条第 2 項で準用する同法第 19 条第 1 項及び第 3 項、改正感染症法施行規則第 23 条の 6）。重症化のおそれがないとされる患者には宿泊療養・自宅療養の協力を求める（改正感染症法第 44 条の 3 第 2 項）こととされ、協力要請に従わない者に対しては入院の勧告および入院措置をすることができる（改正感染症法第 26 条第 2 項）。患者が入院したときであって、その期間中に逃げた場合、または入院措置を受けたのに、正当な理由がないのに入院しなかった場

合には、50 万円以下の過料が課されることとなった（改正感染症法第 80 条）。さらに厚生労働大臣は緊急の必要があると認める時以外にも、都道府県知事が法令に違反している場合や事務管理や執行を怠っている時にも支持ができるように権限が強化された（改正感染症法第 63 条の 2 第 2 項）。また、入院病床などの配分が市区町村レベルでは効率的な分配に限界があることから、都道府県知事の権限として、入院勧告・措置等の総合調整を行う事が可能となった（改正感染症法第 48 条の 3）。さらに改正感染症法第 16 条の 2 により、厚生労働大臣や都道府県知事が民間検査機関を含む医療関係者に協力要請を行う事ができ、この要請に正当な理由なく協力しなかった場合にはその旨を公表できると定めている。他の研究分担者との協働で、ディスカッション等を行い、「医療機関における新型コロナウイルスにおけるゾーニングの考え方」、「院内感染対策に留意した面会の事例」、「歯科診療所における感染対策」、「入所児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症に関する対策の手引き 第 2 版」、「通所児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症に関する対策の手引き 第 2 版」などを作成した。

D. 考察

2021 年 2 月 3 日における感染症法や特措法等の一括改正により、我が国での COVID-19 対策は強化されたと考えられる。しかしながら、デルタ株の流行の際に比べると感染力の強いオミクロン株の登場により、新規患者発生は増加したが、ワクチン接種の普及もあり重症化する患者は減少してきており、対策として求められる社会的対応はまた変更が求められている。また、今後我が国から新興感染症が発生した時を想定した対応も踏まえ、今後の感染症対策関連の法的基盤の整備を継続的に進めていく必要があると考えられる。

E. 結論

2021 年 2 月 3 日における COVID-19 対策を定める感染症法や特措法等の一括改正を踏まえ、特に感染症法及び特措法の改正点をまとめた。また、他の研究分担者や協力者と協働して、医療機関における COVID-19 対策に資する資料の作成を行った。

F. 健康危険情報

総括研究報告書にまとめて記載。

G. 研究発表

1.論文発表

該当なし

2.学会発表

該当なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

1.特許取得

該当なし

2.実用新案登録

該当なし

